

# 第22回 定時株主総会 招集ご通知

議決権  
行使期限

2020年11月10日（火曜日）  
午後6時まで

## 【株主の皆様へのお知らせ】

新型コロナウイルス感染症に対する予防及び拡散防止のため、ご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット、スマート行使による議決権行使をご活用ください。

※詳細は次頁の

「新型コロナウイルス感染症対策について」をご参照ください。

また、会場内の座席は大幅に間隔を空けて配置いたしますので、

**ご用意できる座席数が50席程度**

と例年に比べ大幅に減少しております。

## 【スマートフォンでの議決権行使は 「スマート行使」をご利用ください。】

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずにアクセスできます。



# BS11

日本BS放送株式会社

証券コード 9414

■日時 2020年11月11日（水曜日）午前10時  
（午前9時開場）

■場所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号  
日経ビル3階 日経ホール

## 目次

■第22回定時株主総会招集ご通知…………… 1

## ■株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 5

第2号議案 取締役8名選任の件…………… 6

第3号議案 補欠監査役1名選任の件… 15

（添付書類）

事業報告…………… 16

連結計算書類…………… 36

計算書類…………… 44

監査報告書…………… 51

お土産（ノベルティ含む）の配布は中止とさせていただきます。

# BS11

## 【新型コロナウイルス感染症対策について】

新型コロナウイルス感染症に対する予防及び拡散防止の観点から、「密閉」「密集」「密接」という所謂「三密」を避け、株主様の安全配慮を重視した結果、当社第22回定時株主総会につきまして、例年よりも所要時間・規模等を縮小し、下記の要領にて開催いたしたいと考えております。

株主様におかれましては、何卒ご理解賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 議決権の行使にあたってはご来場をお控えいただき、**書面（郵送）、インターネット、スマート行使による事前の議決権行使方法をご活用ください。**  
なお、詳細につきましては「議決権行使についてのご案内」（2頁）をご高覧ください。  
また、ご来場を予定されている株主様におかれましては、十分健康にご留意いただき、少しでも体調がすぐれない方、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方などにつきましては、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 会場での「**お土産**」（ノベルティ等含む）、「**ドリンクの配布**」は中止とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場の際はマスクの着用、アルコール消毒液の使用など、感染予防にご協力ください。感染予防対策にご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- 当日は会場受付付近において、ご入場される前に非接触型体温計による体温チェックを実施し、体温の高い方についてはご入場をお断りする場合がございます。  
また、会場内で体調が悪いとお見受けした方につきましても、係員がお声がけをさせていただいたうえで退場をお願いする場合がございます。
- 接触感染及び飛沫の飛散による感染リスクを低減するため会場内の座席は大幅に間隔を空けて配置いたします。そのため**ご用意できる座席数が50席程度**と例年に比べ大幅に減少いたしますので、当日の状況によって座席数を超える来場者数となった場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- 会場は空調設備により十分な換気能力を備えておりますが、開会から一定時間が経過するとに会場の扉を開放し換気を行います。
- 登壇する役員及び係員全員についてマスクを着用したまま実施、進行いたします。
- 本年の株主総会は開催時間を短縮し、30分程度を目安とさせていただきます。  
そのため、円滑・迅速な議事進行を図りますので、報告事項等を一部簡略化いたします。  
また、質疑応答の際の人数及びご質問数を制限させていただく場合があります。
- 当日までの感染拡大状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.bs11.jp>）に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

以上

2020年10月27日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

日本BS放送株式会社

代表取締役社長兼COO 小野寺 徹

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、株主様におかれましてはご来場をお控えいただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(次頁に記載)に従って、書面(郵送)またはインターネット、スマート行使により2020年11月10日(火曜日)午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月11日(水曜日) 午前10時(午前9時開場)
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号  
日経ビル3階 日経ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 〈報告事項〉
1. 第22期(2019年9月1日から2020年8月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第22期(2019年9月1日から2020年8月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 〈決議事項〉
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

※株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://corp.bs11.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

※当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様のご大切な権利でございます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございますが、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネット、スマート行使により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 日時

2020年11月11日（水曜日）  
午前10時（午前9時開場）

### 書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

#### 行使期限

2020年11月10日（火曜日）  
午後6時到着分まで

### インターネット



次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。スマートフォンからはQRコードでも行使可能です。

#### 行使期限

2020年11月10日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード<sup>\*1</sup>をスマートフォン等<sup>\*2</sup>でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。  
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

## ID・パスワード不要の「スマート行使<sup>®</sup>」で議決権行使をかんたんに!!

**注意**  
「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**



- 

同封の議決権行使書の右下にログインQRコードが記載されています。
- 

スマホのQRコード読み取りアプリを起動します。  
※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。
- 

ログインQRコードにスマホをかざして読み取ります。  
※アプリの指示に従ってください。
- 

「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右面の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

## 3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2020年11月10日（火曜日）午後6時となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

## 4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

**フリーダイヤル 0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

【上記以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。】

**フリーダイヤル 0120-228-324** (平日 9:00~17:00)

以上

※ 1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※ 2. QRコードを読み取るアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適正な利益配当を最も重要な経営課題の一つと考えております。財務体質の強化と内部留保の充実を考慮し、将来の事業拡大等を総合的に勘案したうえで、長期にわたり安定した利益配当を継続していくことを利益配当の基本方針としています。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき20円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、356,077,900円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2020年11月12日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

現取締役7名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員することとし、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、候補者の指名にあたっては、取締役会の諮問により、構成員の過半数を社外役員が占める指名委員会にて審議し、その答申に基づき決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当			
1	さいとう ともひさ 齋藤 知久	代表取締役会長兼CEO	再任		
2	おの でら とおる 小野寺 徹	代表取締役社長兼COO 社長執行役員 経営全般、営業統括、経営戦略局、 報道局、コンプライアンス担当	再任		
3	たさき かつや 田崎 勝也	取締役 常務執行役員 営業戦略局、アニメbiZ局、制作局、 マーケティング・コミュニケーション局担当	再任		
4	ひらやま なおき 平山 直樹	取締役兼CFO 常務執行役員 人事局担当兼内部統制担当、 働き方改革推進委員長	再任		
5	えんどう ひろし 遠藤 寛	執行役員 編成局、技術局、総務企画局担当	新任		
6	あらい よしあき 新井 良亮	取締役	再任	社外	独立
7	やまぐち かおり 山口 香	取締役	再任	社外	独立
8	むらた ひろふみ 村田 博文	取締役	再任	社外	独立



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式の数
1	さいとう ともひさ 齋藤 知久 (1949年1月18日生)	<p>1978年11月 小西六写真工業株式会社（現コニカミノルタ株式会社）入社</p> <p>1987年 4月 Konica Singapore,Pte.Ltd.代表取締役社長</p> <p>2000年 6月 コニカマーケティング株式会社代表取締役社長</p> <p>2003年 6月 コニカミノルタホールディングス株式会社執行役</p> <p>2004年 6月 コニカミノルタフォトイメージング株式会社常務取締役</p> <p>2005年 4月 Konica Minolta Photo Imaging U.S.A. Inc. 代表取締役社長</p> <p>2006年 6月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社取締役</p> <p>2009年 6月 株式会社ビックカメラ入社</p> <p>2009年 6月 当社出向</p> <p>2009年 6月 当社執行役員営業担当</p> <p>2009年 9月 当社執行役員営業局長兼営業開発部長</p> <p>2009年11月 当社取締役 営業局長兼営業開発部長</p> <p>2011年 9月 当社取締役 営業局長</p> <p>2013年 6月 当社取締役副社長 編成局、制作局、営業局、事業局管掌</p> <p>2014年 6月 当社取締役副社長 メディア戦略局、編成局、制作局、営業局、事業局管掌</p> <p>2014年 9月 当社代表取締役副社長</p> <p>2015年 3月 当社代表取締役会長</p> <p>2015年11月 当社代表取締役会長兼社長 経営戦略局担当</p> <p>2018年 4月 当社代表取締役会長兼社長 経営戦略局、次世代メディア局担当</p> <p>2018年11月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）</p> <p>■選任理由 齋藤知久氏は、経営者としての豊富な経験を有していると共に、当社の組織体制をリードしてきた実績を踏まえ、当社の発展に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラを、2012年8月に退職しております。 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	7,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">おの 　　　と　　　</p> <p style="text-align: center;">小野寺 徹</p> <p style="text-align: center;">(1957年11月30日生)</p>	<p>1981年 4月 日本テレビ放送網株式会社入社</p> <p>1998年12月 株式会社BS日本出向</p> <p>2002年 7月 同社営業局次長</p> <p>2003年 6月 日本テレビ放送網株式会社コンテンツ事業局出版部長</p> <p>2006年 7月 同社編成局宣伝部長</p> <p>2007年 7月 同社コンテンツ事業局番組販売部長</p> <p>2008年 7月 株式会社BS日本出向</p> <p>2008年12月 同社営業局長</p> <p>2011年 6月 同社取締役 営業局長</p> <p>2013年 7月 日本テレビ放送網株式会社コンプライアンス推進室次長</p> <p>2014年12月 当社執行役員マーケティング室長</p> <p>2015年 4月 当社執行役員マーケティング局長兼コンテンツ事業部長</p> <p>2015年11月 当社常務取締役 編成局、制作局、営業局、マーケティング局、報道局、技術局担当</p> <p>2016年10月 当社常務取締役 編成局、制作局、営業局、ソリューション営業局、報道局、技術局担当</p> <p>2016年11月 当社専務取締役 編成局、制作局、営業局、ソリューション営業局、報道局、技術局担当</p> <p>2017年 9月 当社専務取締役 編成局長兼営業局、ソリューション営業局、報道局、技術局、次世代メディア局担当</p> <p>2017年11月 当社代表取締役副社長 編成局長兼報道局、技術局、次世代メディア局担当</p> <p>2018年 4月 当社代表取締役副社長 編成局、報道局、マーケティング・コミュニケーション室担当</p> <p>2018年10月 当社代表取締役副社長 営業局、営業業務推進局、報道局、報道OA局担当</p> <p>2018年11月 当社代表取締役社長兼COO 社長執行役員営業局、営業業務推進局、報道局、報道OA局、次世代メディア局担当</p> <p>2020年 4月 当社代表取締役社長兼COO 社長執行役員コンプライアンス担当、働き方改革推進委員長</p> <p>2020年 9月 当社代表取締役社長兼COO 社長執行役員経営全般、営業統括、経営戦略局、報道局、コンプライアンス担当（現任）</p> <p>■選任理由 小野寺徹氏は、BSを含む放送業界全般における幅広い業務の経験と、高い見識を有しており、当社の発展に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	6,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">た さ き    か つ や 田 崎   勝 也 (1961年10月29日生)</p>	<p>1987年12月 一般社団法人民間活力開発機構入社 2001年 4月 株式会社電通恒産サービス（現株式会社電通ワークス）入社 2002年10月 株式会社電通入社 2007年10月 当社営業2部担当部長 2009年 8月 当社営業局営業部長 2013年 6月 当社執行役員営業局長 2015年11月 当社取締役 営業局長 2016年11月 当社取締役 ソリューション営業局長 2017年11月 当社常務取締役 ソリューション営業局長兼営業局担当 2018年10月 当社常務取締役 編成局長兼制作局長兼アニメbiz局長 2018年11月 当社取締役 常務執行役員編成局長兼制作局長兼アニメbiz局長 2019年 1月 当社取締役 常務執行役員アニメbiz局長兼編成局、スポーツ&amp;エンターテインメント制作局、カルチャー&amp;エデュケーション制作局、マーケティング・コミュニケーション局担当 2019年10月 当社取締役 常務執行役員営業局、営業業務推進局、アニメbiz局、編成局、スポーツ&amp;エンターテインメント制作局、カルチャー&amp;エデュケーション制作局、マーケティング・コミュニケーション局、営業開発室担当 2020年 3月 当社取締役 常務執行役員営業局、営業開発局、営業業務推進局、アニメbiz局、マーケティング・コミュニケーション局担当 2020年 9月 当社取締役 常務執行役員営業戦略局、アニメbiz局、制作局、マーケティング・コミュニケーション局担当（現任）</p> <p>■選任理由 田崎勝也氏は、広告業界における豊富な経験と、当社営業部門における十分な実績を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	3,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
4	ひらやま なおき <b>平山 直樹</b> (1961年4月2日生)	<p>1985年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2006年2月 同行鷺沼支店長</p> <p>2009年1月 同行香里支店長</p> <p>2012年4月 同行審査第一部参事役</p> <p>2013年5月 当社出向</p> <p>2013年5月 当社編成局編成マーケティング部長</p> <p>2014年6月 当社執行役員メディア戦略局長</p> <p>2015年9月 当社執行役員経営戦略局長</p> <p>2016年8月 当社執行役員経営戦略局長兼業務渉外室長</p> <p>2016年10月 当社執行役員経営戦略局長</p> <p>2016年11月 当社取締役 経営戦略局長</p> <p>2017年5月 当社取締役 経営戦略局長兼秘書室長</p> <p>2017年9月 当社取締役 経営戦略局長</p> <p>2018年4月 当社取締役 経営戦略局長兼技術局担当</p> <p>2018年10月 当社取締役 経営戦略局、技術局担当</p> <p>2018年10月 当社取締役 経営戦略局、技術局担当兼マーケティング・コミュニケーション局長</p> <p>2018年11月 当社取締役 常務執行役員コントローラー兼経営戦略局、総務・人事局、技術局担当兼マーケティング・コミュニケーション局長</p> <p>2019年1月 当社取締役 常務執行役員コントローラー兼経営戦略局、総務・人事局、技術局担当兼内部統制、コンプライアンス担当</p> <p>2019年10月 当社取締役 常務執行役員報道局、技術局、次世代メディア局、経営戦略局、総務・人事局担当兼内部統制担当</p> <p>2020年3月 当社取締役 常務執行役員技術局、次世代メディア局、経営戦略局、人事局、総務企画室担当兼内部統制担当</p> <p>2020年9月 当社取締役兼CFO 常務執行役員人事局担当兼内部統制担当、働き方改革推進委員長（現任）</p> <p>■選任理由 平山直樹氏は、金融機関における豊富な経験と、当社におけるメディア戦略部門、経営戦略部門における十分な実績を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	4,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式の数
5 (※)	えんどう ひろし <b>遠藤 寛</b> (1969年3月19日生)	<p>1995年4月 日昇電気入社            2001年7月 日本ビーエス放送株式会社（現当社）入社            2007年7月 当社編成部番組開発・技術部長            2007年10月 当社編成部技術部長            2008年3月 当社編成局技術部長兼システム統括室            2009年2月 当社技術局技術部長            2009年9月 当社編成・制作局技術部長            2011年9月 当社編成局編成マネジメント部長            2015年4月 当社編成局編成部長            2015年9月 当社技術局長            2015年11月 当社執行役員技術局長            2016年10月 当社執行役員制作局長兼技術局長            2017年9月 当社執行役員技術局長            2020年3月 当社執行役員技術局長兼編成局担当            2020年9月 当社執行役員編成局、技術局、総務企画局担当            (現任)</p> <p>■選任理由            遠藤寛氏は、放送技術分野における高い見識と、当社における技術部門、編成部門において十分な実績を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項            同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	一株

(注) ※ 印は新任取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
6	<p style="text-align: center;">あらい よしあき <b>新井 良亮</b> (1946年9月1日生)</p>	<p>1966年4月 日本国有鉄道入社  1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社  1997年10月 東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社事業部長  2000年6月 同社取締役 事業創造本部担当部長  2002年6月 同社常務取締役 事業創造本部副本部長  2009年6月 同社代表取締役副社長 事業創造本部長  2011年6月 同社代表取締役副社長 事業創造本部長兼株式会社ルミネ代表取締役社長  2012年6月 株式会社ルミネ代表取締役社長  2013年11月 当社取締役 (現任)  2017年6月 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役 (現任)  2017年6月 株式会社ルミネ取締役会長  2018年6月 同社取締役相談役  2019年6月 同社相談役 (現任)  2019年6月 公益社団法人日本鉄道広告協会会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  株式会社ルミネ相談役  株式会社埼玉りそな銀行社外取締役  公益社団法人日本鉄道広告協会会長</p> <p>■選任理由  新井良亮氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会の意思決定に際して適切な意見を頂いており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項  同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であります。  同氏は、株式会社ルミネの相談役及び株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役、公益社団法人日本鉄道広告協会の会長を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。  当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。  同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。  同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	6,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
7	<p style="text-align: center;">やまぐち かおり 山口 香 (1964年12月28日生)</p>	<p>2007年 4 月 武蔵大学人文学部教授 2008年 4 月 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科 准教授 2011年10月 国立大学法人筑波大学体育系准教授 2014年 6 月 コナミホールディングス株式会社社外取締役（現 任） 2015年11月 当社取締役（現任） 2018年 1 月 国立大学法人筑波大学体育系教授（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 国立大学法人筑波大学体育系教授 コナミホールディングス株式会社社外取締役 東京都教育委員会委員 公益財団法人日本オリンピック委員会理事 公益財団法人日本サッカー協会理事 公益財団法人日本バレーボール協会理事</p> <p>■選任理由等 山口香氏は、女子柔道界の先駆者でありスポーツ文化の向上に多 大な貢献をされ、現在は国立大学で教鞭を執る等、様々な分野で 活躍されております。同氏の豊富な経験と幅広い見識は、当社の 継続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断し ており、独立した客観的かつ多様な観点からの経営の監督・チェ ック機能の一層の強化、スポーツを含む番組全般に対する助言・ 提案を頂いております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際 して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として の選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役 候補者であります。 同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の 2に規定する独立役員候補者であります。 同氏は、国立大学法人筑波大学の体育系教授及びコナミホールデ ィングス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社 とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありませ ん。 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同 法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額 とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承 認可決され、同氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続す る予定であります。 同氏の当社社外取締役就任期間は本總會終結の時をもって5年と なります。 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	- 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
8	<p style="text-align: center;">むらた ひろふみ 村田 博文 (1947年2月10日生)</p>	<p>1970年4月 株式会社産業経済新聞社入社  1977年5月 株式会社財界研究所入社  1988年9月 同社「財界」編集長  1991年9月 同社取締役 編集長  1992年6月 同社常務取締役 編集長  1992年9月 同社代表取締役社長兼主幹（現任）  2003年6月 学校法人拓殖大学理事（現任）  2018年11月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)  株式会社財界研究所代表取締役社長兼主幹  学校法人拓殖大学理事  公益財団法人本庄国際奨学財団評議員</p> <p>■選任理由  村田博文氏は新聞社、総合ビジネス誌編集長、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項  同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  同氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であります。  同氏は、株式会社財界研究所の代表取締役社長兼主幹及び学校法人拓殖大学の理事を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。  当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。  同氏の当社社外取締役就任期間は本總會終結の時をもって2年となります。  同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>	一株



### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 小椋英正氏の選任決議が効力を有する期間は、会社法施行規則第96条第3項の規定に基づき、本総会開始の時までであり、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。小椋英正氏は、法令に定める社外監査役の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、社外監査役となります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
<p>おぐら ひでまさ 小椋 英正 (1954年1月21日生)</p>	<p>1977年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1997年5月 同行ニュービジネス審査室長 2000年1月 同行神谷町支店長 2002年4月 同行札幌支店長 2003年5月 同行ビジネスソリューション部長 2005年7月 みずほキャピタル株式会社常務取締役 2009年9月 東京短資株式会社執行役員営業審査部長 2014年11月 当社監査役 2016年4月 株式会社エクソーラメディカル社外取締役（現任） 2018年1月 東短リサーチ株式会社取締役 2018年4月 東京短資株式会社常務執行役員経営管理部長兼審査部長 2019年2月 東京短資株式会社常務執行役員企画管理本部副本部長兼審査部長 2020年2月 東京短資株式会社顧問 (重要な兼職の状況) 株式会社エクソーラメディカル社外取締役</p> <p>■選任理由 小椋英正氏は、金融機関等における豊富な経験を有しており、客観的かつ適切な意見を頂けるものと判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>■注記事項 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。 同氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の規定に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。 同氏が補欠監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>	<p>500株</p>

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2019年9月1日から2020年8月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

##### 全体的概況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が次第に改善し、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調を見せておりましたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナウイルス」といいます。）の影響により急速な悪化に転じ、極めて厳しい状況にあります。今後は感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げられていくことが推測されますが、当面、厳しい状況が続くと見込まれます。

当社を取り巻くBSデジタル放送業界は、デジタル放送受信機の普及に伴い、視聴可能世帯数の割合は全世帯の77.1%（「BS世帯普及率調査」(株)ビデオリサーチ調べ）で推移しており、またBSデジタル放送事業を含む衛星放送メディア分野の広告費は前年比で99.4%と微減、BS放送の広告費においては、前年比で101.1%と微増で推移しております（「2019年 日本の広告費」(株)電通調べ）。更にテレビ通販業界を中心とした各企業では、広告媒体の多様化が進み、引き続き厳しい環境が続いております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国内外の経済活動に対する不透明感が急速に拡大し、景気の急速な減速懸念が高まっております。市場環境においても広告枠の販売不振のほか、感染拡大防止を目的とした番組制作の一部中止に伴う再放送やアーカイブへの差し替え、出展を予定していた国内イベントが中止される等大きな影響を受けております。番組制作においてはソーシャルディスタンスを確保するためWEB会議システム等を活用したりリモート収録を行う等、感染拡大の防止と視聴者需要の充足を両立させるべく邁進いたしました。

2019年10月の番組改編では、良質な自社制作番組と外部リソースの最適なミックスによる視聴世帯数の更なる増加を目的として、学生アスリートに密着する自社制作番組『キラボシ!』や、良質な外部調達番組として、活躍中のタカラジェンヌをゲストに迎え、映像やトークで綴る『TAKARAZUKA CAFÉ BREAK』、全国各地のテレビ局と共同制作で御利益が得られることで有名な神社を訪問し、その土地の歴史や特産品などを紹介する『ごりやくさん』等の放送を開始いたしました。また、世界最大級のドキュメンタリーチャンネルである「ディスカバリーチャンネル」、「アニマルプラネット」が誇る豊富な作品群の中から、特に人気の作品を厳選して放送する『ディスカバリー傑作選』の放送枠を拡大いたしました。

2020年4月の番組改編では、子供向けアニメ枠「キッズアニメ∞（むげんだい）」を新設、4月からは世界119か国で放送中の大人気アニメ『ミラキュラスレディバグ&シャノワール』を放送開始、また新たにアイドル番組『虹のコンキスタドールが本気出しました！？』をキングレコードとの共同制作にて放送を開始、他にも1月よりスタートさせたアジアドラマ枠を拡大いたしました。また、人気歌手である八代亜紀さんが豪華ゲストとともに楽しいトークと素敵な歌をお届けする『八代亜紀いい歌いい話』、人気声優和氣あず未さんを三代目MCに迎えた『アニゲー☆イレブン！』、アニメソング番組の『Anison Days』等の人気番組については内容を更に充実させて放送いたしました。

また、特別番組として、第2四半期までの間には『2019年度 全日本学生柔道体重別選手権大会』、『BS11ソフトボール中継日本女子ソフトボールリーグ』を放送したほか、2年目となる『BS11cup 全日本eスポーツ学生選手権大会』を生放送、並びにBS11オンデマンドにて同時配信いたしました。ローカル局とのコラボレーションでは『京都紅葉生中継2019～皇室ゆかりの秋を訪ねて～』、『京都夜桜生中継2020～画家たちも愛した日本のこころ～』をKBS京都と共同制作し放送いたしました。

第3四半期以降は当初予定されていたイベント等の中止やロケ撮影の自粛により番組制作の一部が中止となりましたが、新たに寄席演芸を見て笑って自粛ムードを乗り切ろうというコンセプトで制作した寄席番組『柳家喬太郎の笑って免疫力UP！寄席』や、延期となった東京五輪を臨み、過去の番組映像や取材アーカイブを活用した『学生柔道10年の軌跡 大学対抗団体戦2009～2019』、『上野由岐子 12年の軌跡～告白 知られざる葛藤と覚悟～』を制作、放送いたしました。

更に、アニメファンから根強い人気を誇る『ANIME+（プラス）』においても第3四半期以降予定していたアニメ作品の放送延期が発生しましたが、製作委員会へ出資した『へやキャン△』、『宝石商リチャード氏の謎鑑定』、『ドロヘドロ』、『プリンセスコネクト！ Re:Dive』、『魔王学院の不適合格』、『放課後ていぼう日誌』等を放送したほか、毎クール約40タイトルのアニメ関連番組を放送いたしました。

上記のとおり、営業面及び費用面の両面において新型コロナウイルスの影響を受けるとなりました。特に費用面においては、再放送や再編集版への差し替え、新たな試みによる視聴者需要の充足と番組制作継続の両立を図るとともに、番組宣伝や局認知度向上施策を従来以上に効率的に進めコストコントロールに努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は 11,394,190千円（前年比 9.6%減少）となりました。営業利益は 2,189,709千円（前年比 29.3%増加）、経常利益は 2,195,327千円（前年比 29.2%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は 1,490,491千円（前年比 28.6%増加）となりました。

## 部門別概況

企業集団の部門別の売上については次のとおりであります。

区 分	金 額 (千円)	構 成 比 (%)
放送事業収入	10,320,532	90.6
その他収入	1,073,658	9.4
合計	11,394,190	100.0

## 2. 資金調達及び設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、823,206千円であります。その主な内容は、新HDマスター・統合バンク設備更新 522,720千円等であります。

なお、設備投資は自己資金を充当し、当連結会計年度中に増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

## 3. 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

## 4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第19期	第20期	第21期	第22期
		(2017年8月期)	(2018年8月期)	(2019年8月期)	(当連結会計年度) (2020年8月期)
売 上 高 (千円)		11,569,138	12,494,143	12,601,228	11,394,190
営 業 利 益 (千円)		2,227,811	2,427,669	1,693,907	2,189,709
経 常 利 益 (千円)		2,231,997	2,425,745	1,698,732	2,195,327
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		1,518,031	1,659,015	1,158,713	1,490,491
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 )		85.27	93.19	65.08	83.72
総 資 産 (千円)		17,255,631	19,208,656	19,993,047	21,419,983
純 資 産 (千円)		15,496,211	16,839,936	17,665,865	18,800,278
1 株 当 たり 純 資 産 ( 円 )		870.44	945.63	991.73	1,055.45

(注) 1. 当社グループは第20期より連結計算書類を作成しているため、第19期については、当社単体の数値を記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社ビックカメラで、同社は当社の株式を10,930,136株（持株比率 61.39%）保有しております。

当社は株式会社ビックカメラとの間に、主に番組のスポンサー契約を締結し、収入を得ております。

### ② 親会社との間の取引に関する事項

#### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社より番組スポンサー契約に基づく放送収入等を得ており、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、事前に取り締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	事業内容
株式会社理論社	10	100.0	児童書等の出版・販売
株式会社国土社	10	100.0	児童書等の出版・販売

## 6. 対処すべき課題

経営戦略実行のため、当社の対処すべき課題は、以下の2点です。

### ① 「6つの力」の強化・実践

当社は、前期まで掲げてきた「マーケティング力」、「企画力」、「戦略構築力」、「実行力」に加え、急激に変化する経営環境に対し常に挑戦し続けるための「変化対応力」、「改革推進力」の強化・実践を基本戦略と位置付けております。

急激な変化を続ける経営環境を敏感に感じ取り、過去にとらわれず常に新たな挑戦を続け、充実したデータベースの分析と活用により潜在的な需要を喚起し、皆様のニーズを的確に捉えた企画を立案、環境変化に応じた資源に対する効率的かつ効果的な戦略構築と、知恵と知識を結集して戦略を強力に実行、これら6つの「力」を強化・実践してまいります。

### ② 「Value 5」の強力な推進

「6つの力」を具現化する重点施策を新たに「Value 5」と位置付け推進しております。

1. 「情報番組の新規、深耕開拓」…戦略に基づく新規開拓、新規企画の共同開発
2. 「アニメ事業の強化と発展」…アニメ番組の強化、周辺事業への発展
3. 「コラボレーション施策の推進」…番組共同制作をはじめとした協力関係の強化
4. 「新規事業の開発」…コンテンツのマルチユースの推進、ネット配信事業の推進・強化・充実、開局15周年に向けた新規事業の開発
5. 「特番の強化」…マーケティングデータに基づいたコアファン獲得につながる企画開発

以上、「Value 5」を強力に推進してまいります。

## 7. 主要な事業内容

区 分	内 容
放送事業収入	タイム収入、スポット収入
その他収入	番組制作料、番組販売料、書籍の販売他

## 8. 主要な営業所

当社	日本BS放送株式会社	本社	(東京都千代田区)
子会社	株式会社理論社	本社	(東京都千代田区)
子会社	株式会社国土社	本社	(東京都千代田区)

## 9. 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比
放送事業	95名	2名減
その他事業	24名	2名増
合計	119名	増減なし

(注) 使用人数には、派遣社員14人は含まれておりません。

### ② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数		平均年齢
	当事業年度末	前事業年度比増減	
男性	63名	3名減	46.0歳
女性	32名	1名増	39.7歳
合計又は平均	95名	2名減	43.9歳

(注) 1. 使用人数には、派遣社員12人は含まれておりません。  
2. 平均年齢は、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

## 10. 主要な借入先の状況 (2020年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社りそな銀行	1,900千円

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 17,803,895株 (自己株式137株を除く)  
 (3) 資本金 4,183,936千円  
 (4) 株主数 33,688名  
 (5) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ビックカメラ	10,930,136	61.39
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	552,600	3.10
MSCO CUSTOMER SECURITIES	321,900	1.81
株式会社テレビ東京ホールディングス	210,000	1.18
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORT UNITIES FUND	200,000	1.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	172,100	0.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	137,300	0.77
株式会社毎日映画社	111,340	0.63
株式会社毎日新聞社	98,320	0.55
株式会社NTTドコモ	80,000	0.45

- (6) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。



### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	2017年11月14日	2018年11月13日
新株予約権の数	42個	46個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,200株	普通株式 4,600株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2017年11月30日から 2047年11月29日まで	2018年11月29日から 2048年11月28日まで
行使の条件	<p>新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	
役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）	<p>新株予約権の数 30個</p> <p>目的となる株式数 3,000株</p> <p>保有者数 4人</p>	<p>新株予約権の数 46個</p> <p>目的となる株式数 4,600株</p> <p>保有者数 4人</p>

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

2. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立

の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
表中の新株予約権の行使期間に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、表中の新株予約権の行使期間に定める期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使条件  
表中の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得条項  
新株予約権者が権利行使をする前に、表中の新株予約権の行使条件の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。  
イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
ロ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案  
ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案  
ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項（2020年8月31日現在）  
該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項（2020年8月31日現在）

##### 1. 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	齋藤 知久	経営全般
代表取締役社長兼COO	小野 寺 徹	社長執行役員 経営全般、コンプライアンス担当、働き方改革推進委員長
取 締 役	田 崎 勝 也	常務執行役員 営業局、営業開発局、営業業務推進局、アニメbiZ局、マーケティング・コミュニケーション局担当
取 締 役	平 山 直 樹	常務執行役員 技術局、次世代メディア局、経営戦略局、人事局、総務企画室担当兼内部統制担当
取 締 役	新 井 良 亮	株式会社ルミネ相談役 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役 公益社団法人日本鉄道広告協会会長
取 締 役	山 口 香	国立大学法人筑波大学体育系教授 コナミホールディングス株式会社社外取締役 東京都教育委員会委員 公益財団法人日本オリンピック委員会理事 公益財団法人日本サッカー協会理事 公益財団法人日本バレーボール協会理事
取 締 役	村 田 博 文	株式会社財界研究所代表取締役社長兼主幹 学校法人拓殖大学理事 公益財団法人本庄国際奨学財団評議員
常 勤 監 査 役	横 山 浩 司	株式会社理論社監査役 株式会社国土社監査役
監 査 役	川 村 仁 志	株式会社ビックカメラ代表取締役副社長 副社長執行役員 内部統制・内部監査管掌
監 査 役	伊 藤 秀 行	

- (注) 1. 取締役新井良亮氏、山口香氏及び村田博文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役新井良亮氏、山口香氏及び村田博文氏、監査役横山浩司氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
3. 監査役横山浩司氏及び伊藤秀行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は業務執行取締役等でない取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
5. 監査役伊藤秀行氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は次の5名であります。

役 職 名	氏 名
執行役員 営業業務推進局担当	川 上 郁 夫
執行役員 スポーツ&エンターテインメント制作局、カルチャー&エデュケーション制作局、報道局担当兼ローカル局コラボレーション担当	磯ヶ谷 好 章
執行役員 技術局長兼編成局担当	遠 藤 寛
執行役員 営業局長	羽 川 寛
執行役員 経営戦略局長	阿久井 香 織

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 ( 3名)	107,488千円 ( 17,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 ( 2名)	16,000千円 ( 16,000千円)
合 計	9名	123,488千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2017年11月14日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年11月27日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

### 3. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役新井良亮氏は、株式会社ルミネの相談役及び株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役並びに公益社団法人日本鉄道広告協会の会長を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
  - ・取締役山口香氏は、国立大学法人筑波大学の体育系教授及びコナミホールディングス株式会社の社外取締役並びに東京都教育委員会の委員、公益財団法人日本オリンピック委員会の理事、公益財団法人日本サッカー協会の理事、公益財団法人日本バレーボール協会の理事を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
  - ・取締役村田博文氏は、株式会社財界研究所の代表取締役社長兼主幹及び学校法人拓殖大学の理事並びに公益財団法人本庄国際奨学財団の評議員を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、定期的で開催される取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、定期的で開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 新 井 良 亮	17回	100.0%	- 回	- %
取締役 山 口 香	15回	88.2%	- 回	- %
取締役 村 田 博 文	17回	100.0%	- 回	- %
監査役 横 山 浩 司	17回	100.0%	15回	100.0%
監査役 伊 藤 秀 行	17回	100.0%	15回	100.0%

## V 会計監査人の状況

### 1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,632千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導等を委託しております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## Ⅵ 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する。）の整備として、次のとおり基本方針を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

### 1. 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」を取締役に周知徹底させる。
- (2) 取締役社長がコンプライアンス委員長及び委員を指名し、社内に委員会事務局を設置する。公益通報の窓口を委員会事務局と当社が委託する法律事務所に設置する。コンプライアンス委員会事務局は、取締役に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、取締役のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- (3) 「取締役会規程」に基づき、会議体において各取締役の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、「職務分掌規程」及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規定に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- (5) コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役が社内での法令違反行為等についての相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
- (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」に定めるところによる。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長がリスク管理担当役員を指名し、リスク管理の統括部門は経営戦略部とする。リスク管理担当役員並びに経営戦略部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (2) 常務会は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決議事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うものとする。
- (3) 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、経営執行会議（局長会）・番組検討会等の諸会議を開催し、その検討結果を経て常務会及び取締役会で決議することとする。
- (4) 予算制度に基づき月次業績を適時に把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

## 5. 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」その他必要な規程類に基づき、当社グループ全体が一体となって、業務の適正を確保するための体制を整備する。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社との会議等関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するとともに、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (3) 経営戦略部は関係会社の統一的内部統制を管轄し、「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室と連携し内部監査を実施する。
- (4) リスク管理統括部門は、当社グループのリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。



- (5) コンプライアンス委員会事務局は、関係会社の取締役等が社内での法令違反行為等について当社への相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、当社グループの取締役等に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- (6) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する。ITシステムの構築にあたっては、「システム管理規程」や適正な体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルでの最適化、改善を図る。
- (7) 当社は、親会社との間で、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら適切に業務を行い、企業グループとして社会的責任を全うするため、必要に応じて情報を共有する。
- (8) 当社は、少数株主保護のため、親会社等との取引等に際しては、当該取引等の必要性及び当該取引条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。

## 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- (2) 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- (3) 内部監査室は、内部統制監査を実施し、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各所管部門は、早急にその対策を講ずる。

## 7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また「企業行動憲章」を当社グループの取締役等に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努めている。
- (2) 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応手法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- (3) 新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との関わりを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、「契約管理規程」に「反社会的勢力との関わりに関する調査・確認」の条項を設け、締結する契約書には行為規範条項を設け、反社会的勢力との関わりがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規定上反社会的勢力との関わりがないことの確認を義務化している。

## 8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人として適切な人材と人員を選定する。
- (2) 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。

## 9. 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役 の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
  - ① 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
  - ② 当社グループの内部監査室の活動概要
  - ③ 当社グループの内部統制に関する活動概要
  - ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況

- (2) 関係会社の取締役等及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
  - ① 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
  - ② 監査役等の活動概要
  - ③ 内部統制に関する活動概要
  - ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況
- (3) 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。
- (4) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
- (5) 監査役職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役職務に必要でない認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- (6) 監査役会は、代表取締役、内部監査室、会計監査人、関係会社監査役その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (7) 監査役会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

## Ⅶ 内部統制システムの運用状況の概要

「内部統制システムの整備に関する基本方針」に沿った内部統制システムの整備及び運用状況は以下の通りです。

- (1) 取締役及び使用人（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き、適切な運用を行っている。
  - ・「公益通報者保護規程」に基づくコンプライアンス相談窓口については、社内に周知し、その活用が図られており、コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容を報告している。

- ・個人情報保護については、「個人情報保護基本規程」に基づき、厳正な管理を行っている。
  - ・内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第22期において20回の内部監査を実施した。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・「取締役会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役会、常務会等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っている。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体を対象とした厳正な管理を行っている。
  - ・定期的にリスク管理委員会を開催し、関係会社からのリスク管理報告書を含めて説明し、組織変更に伴う変更やリスクの見直しについて随時検討し、より実効性のあるリスク管理体制の構築・強化に努めている。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規程」、「常務会規程」等に基づき、第22期において、取締役会（定時12回、臨時5回）、常務会（定時16回、臨時25回）等を開催した。
  - ・月次業績については、当社グループ全体の月次決算情報等を取締役会及び常務会において適時に報告している。
- (5) 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ・コンプライアンス担当部門及び関係部門は、当社グループ全体を対象として、法令研修（マイナンバー制度等）、インサイダー研修等を開催している。また、親会社のコンプライアンス担当部門及び関係部門が、グループ全体を対象として開催する法令研修等にも参加している。
  - ・経営の効率化と適正な財務報告を確保するため、より効率的なシステム導入とIT統制の強化を図っている。
  - ・親会社との間で、企業グループとしての社会的責任を全うするため、経営の独立性を確保しながら情報共有を図っている。
  - ・少数株主保護のため、親会社等との取引等については、取締役会等において取引の内容等の検討及び確認を十分に実施している。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。

- (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - ・社内研修等を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。
  - ・「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
  - ・取引先についても、「契約管理規程」に基づきチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役は職務を補助すべき使用人として、内部監査室から1名を監査役補助使用人として選定している。
- (9) 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役は取締役会等に出席するとともに、当社グループ各社の取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
  - ・監査役は代表取締役、非業務執行取締役、会計監査人等と定期的な会議等を持ち、より広範な情報共有を図っている。

## Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はB S デジタル放送事業者という高い公共性に鑑み、永続的且つ健全な経営の維持に努めるとともに、財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で、長期にわたり安定した利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第22期の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するために株主総会の決議事項としております。なお、当期の配当につきましては、1株当たり期末配当20円といたしたいと存じます。

# 連結貸借対照表

2020年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,751,615</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,519,961</b>
現金及び預金	11,399,320	買掛金	557,801
受取手形及び売掛金	1,943,310	短期借入金	500,000
たな卸資産	359,937	1年内返済予定の長期借入金	1,900
その他	49,047	未払金	423,934
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,668,368</b>	未払費用	254,424
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>7,200,162</b>	未払法人税等	501,853
建物及び構築物	2,475,116	賞与引当金	15,000
土地	4,034,756	返品調整引当金	52,746
建設仮勘定	522,720	その他	212,301
その他	167,569	<b>固 定 負 債</b>	<b>99,742</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>68,330</b>	退職給付に係る負債	80,765
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>399,876</b>	その他	18,977
投資有価証券	104,750	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,619,704</b>
繰延税金資産	154,794	純 資 産 の 部	
差入保証金	34,018	<b>株 主 資 本</b>	<b>18,791,125</b>
その他	106,313	資本金	4,183,936
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,419,983</b>	資本剰余金	3,517,726
		利益剰余金	11,089,605
		自己株式	△143
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>9,153</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>18,800,278</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>21,419,983</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

# 連結損益計算書

〔 自 2019年 9月 1日 〕  
〔 至 2020年 8月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,394,190
売 上 原 価		5,515,736
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>5,878,454</b>
販売費及び一般管理費		3,688,745
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,189,709</b>
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,141	
その他	8,748	9,890
営 業 外 費 用		
支払利息	3,695	
その他	576	4,272
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,195,327</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,195,327</b>
法人税、住民税及び事業税	725,066	
法人税等調整額	△20,230	704,835
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,490,491</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,490,491</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

# 連結株主資本等変動計算書

〔 自 2019年 9月 1 日 〕  
〔 至 2020年 8月 31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	4,183,936	3,517,726	9,955,192	△143	17,656,712	9,153	17,665,865
当期変動額							
剰余金の配当			△356,077		△356,077		△356,077
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,490,491		1,490,491		1,490,491
当期変動額合計	－	－	1,134,413	－	1,134,413	－	1,134,413
当期末残高	4,183,936	3,517,726	11,089,605	△143	18,791,125	9,153	18,800,278

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)



## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数           2社  
連結子会社の名称       株式会社理論社  
                                  株式会社国土社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社理論社及び株式会社国土社の決算日は、7月31日であります。

連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の決算日における計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

    その他有価証券

        時価のないもの

            移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産

##### イ. 番組勘定

        個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### ロ. 製品及び仕掛品

        総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。なお、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

② 返品調整引当金

連結子会社については、出版物の返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案した所要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (追加情報)

(会計上の見積りを行う上でのコロナウイルス感染症に関する一定の仮定について)

新型コロナウイルス感染症の拡大については、一旦は収束の兆しがありましたが、現在でも尚、継続している状況であります。当社グループでは当連結会計年度の期中におきましては、2021年8月期上期にかけて経済状況は徐々に回復していくものと仮定をしておりましたが、現状を踏まえ、2021年8月期を通して当該影響が継続し、その後2022年8月期上期にかけて経済状況は徐々に回復していくものと仮定を変更しております。

こうした仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。なお、今後の経過によっては実績値に基づく結果が、これらの仮定及び見積りとは異なる可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 1,505,122千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,804,032株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月13日 定時株主総会	普通株式	356,077	20.00	2019年8月31日	2019年11月14日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年11月11日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	356,077千円
② 1株当たりの配当額	20円
③ 基準日	2020年8月31日
④ 効力発生日	2020年11月12日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,600株

### （金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組指針

当社グループは、必要資金は通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握をすることによってリスク低減を図っております。

投資有価証券は全て非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
当連結会計年度（2020年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,399,320	11,399,320	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,943,310	1,943,310	—
資産計	13,342,630	13,342,630	—

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

#### (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年8月31日
非上場株式	104,750

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、時価開示の対象としておりません。

### (1 株当たり情報に関する注記)

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,055円45銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 83円72銭    |

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

2020年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,946,400</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,807,711</b>
現金及び預金	11,261,174	買掛金	474,659
売掛金	1,517,827	未払金	374,123
番組勘定	123,761	未払費用	248,136
前払費用	33,384	未払法人税等	494,049
その他	10,252	未払消費税等	145,302
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,675,768</b>	前受金	31,925
<b>有形固定資産</b>	<b>7,198,453</b>	賞与引当金	15,000
建築物	2,473,390	預り金	24,515
構築物	867	<b>固 定 負 債</b>	<b>99,060</b>
機械及び装置	65,769	退職給付引当金	80,765
工具、器具及び備品	100,948	その他	18,295
土地	4,034,756	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,906,772</b>
建設仮勘定	522,720	純 資 産 の 部	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>65,199</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>18,706,243</b>
商標権	5,789	<b>資 本 金</b>	<b>4,183,936</b>
ソフトウェア	56,978	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>3,517,726</b>
その他	2,431	資本準備金	3,517,726
<b>投資その他の資産</b>	<b>412,116</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>11,004,724</b>
投資有価証券	104,750	その他利益剰余金	11,004,724
関係会社株式	14,000	繰越利益剰余金	11,004,724
繰延税金資産	153,251	<b>自 己 株 式</b>	<b>△143</b>
差入保証金	34,018	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>9,153</b>
その他	106,095	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>18,715,397</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,622,169</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>20,622,169</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

# 損益計算書

〔 自 2019年 9月 1日  
至 2020年 8月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,657,362
売 上 原 価		5,122,147
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>5,535,214</b>
販売費及び一般管理費		3,392,670
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,142,544</b>
営 業 外 収 益		
受取利息	102	
受取配当金	1,037	
その他	7,783	8,922
営 業 外 費 用		
その他	576	576
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,150,891</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,150,891</b>
法人税、住民税及び事業税	711,615	
法人税等調整額	△20,230	691,384
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,459,506</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

# 株主資本等変動計算書

〔 自 2019年 9月 1 日 〕  
〔 至 2020年 8月 31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	4,183,936	3,517,726	9,901,295	△143	17,602,815	9,153	17,611,968
当期変動額							
剰余金の配当			△356,077		△356,077		△356,077
当期純利益			1,459,506		1,459,506		1,459,506
当期変動額合計	—	—	1,103,428	—	1,103,428	—	1,103,428
当期末残高	4,183,936	3,517,726	11,004,724	△143	18,706,243	9,153	18,715,397

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)



## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

番組勘定

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。なお、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・・・・・・15～50年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,500,885千円
2. 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	8,430千円
関係会社に対する短期金銭債務	12,912千円
3. 取締役、監査役に対する金銭債務	
金銭債務	1,302千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 144,699千円

売上原価・販売費及び一般管理費 159,753千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式に関する事項

普通株式 137株

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

番組勘定 28,140千円

未払事業税 29,258千円

未払費用 47,468千円

退職給付引当金 24,730千円

その他 23,654千円

繰延税金資産小計 153,251千円

評価性引当額 ー千円

繰延税金資産合計 153,251千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有又は被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)ビックカメラ	東京都豊島区	25,929	家電製品等の販売	被所有直接61.42	当社番組のスポンサー契約	放送収入他	133,611	売掛金	7,414

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 放送収入他については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,050円68銭
- 1株当たり当期純利益金額 81円98銭

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月8日

日本BS放送株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 末村 あおぎ ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 信 治 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本BS放送株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本BS放送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月8日

日本BS放送株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 末村 あおぎ ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 信 治 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本BS放送株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月13日

日本BS放送株式会社 監査役会

常勤監査役 横山 浩司 ㊟

監査役 川村 仁志 ㊟

監査役 伊藤 秀行 ㊟

(注) 監査役横山浩司及び監査役伊藤秀行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈× 毛 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

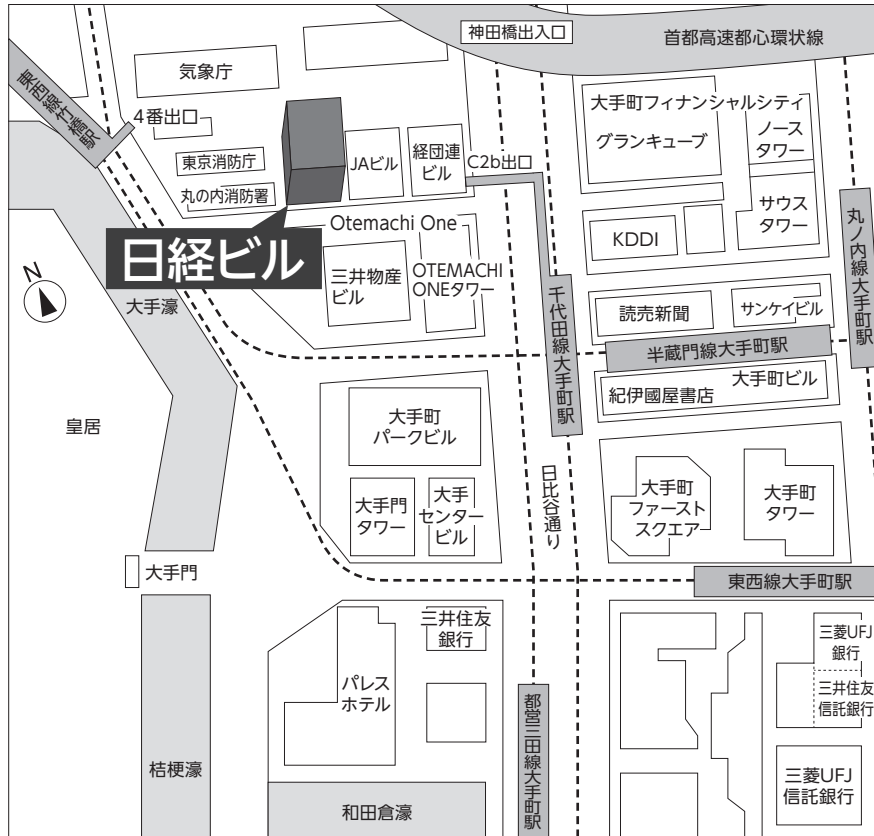
---

---

---

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区大手町一丁目3番7号  
日経ビル3階 日経ホール



### (交通のご案内)

地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

- 東京メトロ 千代田線 「大手町駅」 神田橋方面改札より 徒歩約4分
- 半蔵門線 「大手町駅」 皇居方面改札より 徒歩約5分
- 丸の内線 「大手町駅」 丸の内方面改札より 徒歩約7分
- 東西線 「大手町駅」 中央改札より 徒歩約9分
- 「竹橋駅」 大手町方面改札より 徒歩約3分
- 都営地下鉄 三田線 「大手町駅」 大手町方面改札より 徒歩約7分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。